

## 第三者レビューの類型と考えられる基準の整理 1、2

第三者レビュー内容	現状の事例または想定される第三者レビュー結論の例示	現状における実施者例	類型	環境報告書作成基準	第三者レビュー基準					特 徴
					レビュー実施者の資質基準			レビューの 手続き基準	レビューの 報告基準	
					モラル	専門性	独立性			
情報の正確性及び作成基準への準拠性 3、4	<p>(事例)</p> <p>当該数値等は、リコーの構築した体系的な環境活動プロセスに基づいたものであり、「報告書」に使用する目的の範囲で適正である。(リコー2002：ISO審査登録機関)</p> <p>「環境報告書」に記載されている環境パフォーマンス指標及び環境会計指標並びに関連項目指標は、会社の定める方針に従い合理的に把握して集計、開示されたことにおいて、変更すべき重要な事項は認められなかった。(東京ガス2002：監査法人)</p> <p>「環境報告書」に記載されているその他の記述情報は、審査の過程で入手した内部資料及び外部資料と整合させるために、変更すべき重要な事項は認められなかった。(コクヨ2000：監査法人)</p> <p>(想定)</p> <p>作成基準で求められている記載項目については、全て記載されている。</p>	監査法人系 ISO審査登録機関等	検証						<p>環境報告書の利用者が、情報の正確性を自ら確認することが困難であるため、第三者が利用者に代わって情報の正確性を検証する。</p> <p>検証は、環境報告書作成基準に基づいて行われる。</p> <p>実務上は、検証過程でのアドバイス等も行われる。</p>	
環境保全上の必要性に照らした記載情報の妥当性及び取組レベルの適切性	<p>(事例)</p> <p>事業形態として影響力の大きい廃棄物問題について、目標管理と同時にモデル現場の水平展開による意欲的かつ効果的な取組が特筆される。(大林組2002：監査法人関連会社)</p> <p>環境データ管理システムの完成に伴い、より詳細な情報把握が可能となっています。昨年度に指摘したパフォーマンスの把握状況については、より積極的に取組が行われているものの、残念ながら目覚ましい進展はありませんでした。(大成建設2002：監査法人関連会社)</p> <p>環境・社会問題への取組が遅れている金融サービス業界において、社会・環境貢献プログラムの展開や環境マネジメント・システムの確立など、世界的にも先駆的な取り組みを積極的に展開している点。(損保ジャパン2002：NPO)</p> <p>(想定)</p> <p>貴社の環境保全計画には、作成基準で求められているCO2排出量だけでなく、その他の温室効果ガスの削減目標が提示されている点が評価できる。</p> <p>貴社の環境保全計画には、目標は提示されているものの、具体的な行動計画が策定されていないので、計画の達成が疑わしい。</p>	有識者 環境コンサルタント 環境NGO・NPO 監査法人系 ISO審査登録機関等	評価						<p>環境報告書の利用者が、専門的な情報を全て理解することが困難であるため、第三者が利用者に代わって環境報告書の記載情報は正しいという前提に立った上で、記載情報の妥当性や取組レベルの適切性等を評価する。</p> <p>評価は、業種業態の事情あるいは社会的要請等に照らして行われる。</p> <p>実務上は、評価過程でのアドバイス等も行われる。</p>	
	<p>(事例)</p> <p>関係会社のデータについて、年1回の集計ではなく、事業年度途中で定期的集計し、グループとしての環境保全活動の推進を強化すること。(東京ガス2002：監査法人)</p> <p>大林組が環境負荷の削減と維持に費やしている努力とそれによる成果を、定量的にさらに分かりやすく開示していくことが望まれる。(大林組2002：監査法人関連会社)</p> <p>各ビルの環境負荷目標については、その根拠を示すとともに、結果についてはコメントではなく、原因と対策を記述してください。 NPOの事業活動に対する保険制度や、リスクマネジメントの支援という、本業を生かした社会貢献活動も、今後展開されることを期待します。(損保ジャパン2002：NPO)</p> <p>(想定)</p> <p>貴社の環境保全計画のうち、CO2削減目標達成のためには、より具体的な実行計画の策定が望まれる。</p>		勧告						<p>第三者が経営者に対して、環境報告書やその背景にある環境保全への取組に対して改善等を勧告するが、その内容を環境報告書に記載する場合は、利用者が記載情報を理解するための参考となる。</p> <p>勧告は、環境保全上の必要性あるいは社会的要請等に基づいて行われる。</p>	

- 1 本表は、現状の類型を整理した上で、考えられる基準のあり方について整理したものであり、第三者レビュー基準は、類型によってレベルや内容が異なりうることを示したものである。
- 2 本表において、第三者レビューとは、作成者以外の主体(第三者)が、環境報告書の記載情報やその背景にある取組内容についての意見を表明し(レビュー)、環境報告書上に掲載することをいう。
- 3 現状の作成基準への準拠性とは、作成基準に統一的なものがないため、ガイドライン等を参考に策定した独自の基準に準拠しているかどうかを意味している。
- 4 環境報告書作成基準(規準)は、環境報告書の作成基準であるとともに、レビューを実施するための判断基準(規準：クライテリア)という位置付けになる。